

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部改正（案）について

1. 概要

介護保険法の改正に伴い、介護保険法による指定事業者に対し、介護サービス事業者の不正事案等の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るための新たな対策が講じられることとなりました。この改正に合わせ、本市における「介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則」による登録事業者に対しても、必要な範囲で指定事業者と同様の取扱いを行う必要があると考え、廃止・休止にかかる届出の取扱いの変更等を行うものです。

2. 改正内容（案）

項目	改正案	現行	趣旨
登録事業所の廃止・休止にかかる届出時期の変更	事前届出制 (廃止・休止の1か月前まで)	事後届出制 (廃止・休止後10日以内)	監査中の事業廃止等を防ぐための廃止・休止届の提出防止とサービス利用者の保護
事業廃止時等の利用者のサービス確保対策の義務付け	基準該当居宅サービス等の事業者が事業の廃止・休止を行う場合、サービスを受けていた者が継続的にサービス提供されるよう、他の事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。		事業廃止・休止時における継続的なサービス提供のための便宜提供の義務付けにより、利用者のサービス利用を確保
基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し等の事由の追加	その管理者が、登録の取消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき		基準該当居宅サービス事業者及び基準該当介護予防サービス事業者の登録の取消し等の事由として既に定められている事由に準じ、取消し等の事由を追加